



厚生労働省

山口労働局

宇部労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和6年 8月22日 (木)

【照会先】

宇部労働基準監督署

副署長 佐治 康弘

第一方面主任監督官 杉山 朋子

電話 0836-31-4500

労働基準法違反被疑事件の書類送検について

宇部労働基準監督署（署長 播磨 一郎）は、令和6年8月22日、中繋電気設備代表者を、労働基準法違反の疑いで宇部区検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

中繋電気設備（なかしげでんきせつび） 代表者
（事業場の所在地 山口県山陽小野田市）

2 違反条文

労働基準法違反
同法第24条（賃金の支払）
同法第120条第1号（罰則）

3 事件の概要

被疑者は、「中繋電気設備」の屋号で電気設備工事業を営む事業主であるが、労働者3名に対する令和5年1月1日から令和5年8月17日までの賃金（総額 4,721,950円）について、各所定支払日に、その全額を支払わなかったもの。

【参照条文】

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（賃金の支払）

第二十四条

1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（罰則）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第一百五條（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第一百六条から第一百九条までの規定に違反した者

二～五 （略）